

指定保税地域における貨物の蔵置期間及び 蔵置期間経過貨物の取扱いを定める掲示

指定保税地域における貨物の蔵置期間及び蔵置期間経過貨物の取扱いについて

指定保税地域の長期蔵置貨物を排除し、円滑な運営を図るため、これらの場所に蔵置されている貨物の蔵置期間及び蔵置期間経過貨物の取扱いを下記のとおり定め、令和6年4月1日から実施することとしたので了知ください。

なお、この取扱いの実施に伴い、昭和51年10月16日付掲示第585号「指定保税地域における貨物の蔵置期間及び蔵置期間経過貨物の取扱いを定める掲示」は、廃止します。

記

- 1 指定保税地域に貨物を蔵置できる期間は、搬入の日から1カ月とします。したがって、そこに蔵置する外国貨物、輸出しようとする貨物及び輸入の許可を受けた貨物については、搬入の日から1カ月以内に所定の税関手続を行って搬出して下さい。
- 2 前記1の貨物のうち、通関手続遅延等のため、搬入の日から1カ月以内に搬出することができず、引き続き蔵置を必要とする貨物については、蔵置することについてやむを得ないと認められる事情がある場合に限り、それぞれの貨物の通関状況等に応じた期間、搬出を猶予します。
ただし、猶予する期間は、搬入の日から3カ月以内とし、それ以上の猶予は認めません。
猶予期限を経過しても搬出されない貨物については、収容処分又は搬出命令の措置を講じます。
- 3 前記2により蔵置期間（搬入の日から1カ月）経過後引き続き蔵置する外国貨物（積戻し貨物を含む。）のうち、毎月末日現在において搬入の日から45日を経過した貨物については、長期蔵置貨物報告書（税関様式C-3030）2通を翌月の10日までに税関に提出して下さい。
- 4 仮陸揚貨物（海上コンテナーを除く。）については、認められた蔵置期間内に所定の手続を行い搬出して下さい。認められた蔵置期間を経過して、なお、引き続き蔵置しようとする場合は、監視部取締部門本部において、期間延長の手続きを行って下さい。
なお、期間延長が認められなかった貨物及び認められた延長期間を経過した貨物は、収容処分を行います。
- 5 次に掲げる貨物については、速やかに積戻し、廃棄、滅却その他所定の手続を行って下さい。
 - イ. 通関手続を行う見込みのない貨物
 - ロ. 腐敗又は変質した貨物

6 次に掲げる貨物については、直ちに税関に届け出て下さい。

- イ. 数量に過不足が生じた貨物
- ロ. 積戻し貨物
- ハ. 所有者又は管理者が不明な貨物